

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成30年10月3日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800108号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800079号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成21年12月16日の標準賞与額を22万7,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月16日

ねんきん定期便によりA事業所の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A事業所から提出された平成21年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同事業所の複数の同僚から提出された給与支給明細書(平成21年12月分給与)及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、平成21年12月16日に同事業所から給与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(22万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿により確認できる賞与額から、22万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月16日に係る賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成21年12月16日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。